

第5章

計画の一部改訂の取り組み(平成27年4月1日改訂)

| 一部改訂の取り組み | 事業内容 |
|--|---|
| <p>ボランティア活動センターにおける各種福まち研修の充実</p> <p>→28ページ 第6章 具体的な取り組み I-2-(1)⑥</p> | <p>札幌市ボランティア活動センターにおいて開催している、地区福まち活動者を対象とした各種研修を充実します。また、地域に出向いて行う福まち出張研修についても、区社協と連携を密に図りながらより充実していきます。</p> |
| <p>在宅生活を支える方々への支援～ケアマネジャー・ホームヘルパー・訪問看護師による在宅(介護)生活に関する助言や指導～</p> <p>→30ページ 第6章 具体的な取り組み I-2-(1)⑧</p> | <p>在宅支援のエキスパートとして、在宅療養生活に関する知識や技術を、地区福まち活動と連携のうえ広く周知していきます。</p> |
| <p>介護サポートポイント事業</p> <p>→40ページ 第6章 具体的な取り組み I-5-(2)③</p> | <p>65歳以上の市民が、自らの健康を維持し、住み慣れた地域でいきいきと暮らしながら、地域社会の支えあいに参画することを目的として、ボランティア活動に応じたポイントを付与します。</p> |
| <p>地域支え合い有償ボランティア事業(ほっ・と支え愛事業)</p> <p>→40ページ 第6章 具体的な取り組み I-5-(2)④</p> | <p>市民の参加と協力を得て、日常生活に支障があり支援を必要とされる高齢者、心身障がい者等が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、ボランティアを派遣し、低廉な料金で市民相互による助け合いの精神に基づく家事援助・生活援助・外出援助等の各種在宅福祉サービスを提供いたします。</p> |
| <p>さっぽろ子育てサポートセンター事業</p> <p>→40ページ 第6章 具体的な取り組み I-5-(2)⑤</p> | <p>子育ての支援を受けたい人(依頼会員)と援助したい人(提供会員)により会員組織をつくり、子育て家庭を支援する活動を展開していきます。</p> |
| <p>老人福祉センターを拠点としたボランティア活動の推進</p> <p>→40ページ 第6章 具体的な取り組み I-5-(2)⑥</p> | <p>ボランティア活動に関するパンフレットや案内チラシを老人福祉センターに常置、かつ、センター利用者に配布することで、多くの市民に情報提供等の周知を図ります。また、区社協との連携により、センターを拠点とした各種ボランティア研修会や相談会の充実を図ります。</p> |

| 一部改訂の取り組み | 事業内容 |
|--|---|
| <p>シニアの社会参加の促進 ～老人福祉センター等におけるシニアボランティア講座の開催～</p> <p>→40ページ 第6章 具体的な取り組み I-5-(2)⑦</p> | <p>老人福祉センター利用者を対象としたシニア向けボランティア講座を開催します。地域社会において必要とされるボランティアの現状や役割について知識を深めるとともに、地域福祉の担い手の養成や振興・普及を支援します。</p> |
| <p>市民後見推進事業の周知と推進</p> <p>→48ページ 第6章 具体的な取り組み II-1-(2)③</p> | <p>判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方の権利と財産を守る「成年後見制度」の新たな担い手としての「市民後見人」の養成研修の実施により、成年後見制度の普及、啓発を図ります。</p> |
| <p>障がい者虐待相談の周知と相談、障がい者虐待防止ネットワークの推進</p> <p>→50ページ 第6章 具体的な取り組み II-1-(6)</p> | <p>出前講座の実施やパンフレット等を活用し、市民への周知を図ります。また、相談にあたっては、行政、関係機関・団体と連携のうえ、迅速な対応や協力体制の確立を目指します。</p> |
| <p>介護職員初任者研修等マンパワーの育成</p> <p>→52ページ 第6章 具体的な取り組み II-2-(1)③</p> | <p>福祉の仕事に従事したことのない方や資格を持っていない方などを対象に、介護職員（ホームヘルパー）初任者研修を実施し、福祉人材の定着化を進めます。</p> |
| <p>介護職員の定着化を推進する取り組み (介護職員人材定着化事業)</p> <p>→52ページ 第6章 具体的な取り組み II-2-(1)④</p> | <p>介護保険事業所に従事する職員を対象に、腰痛予防研修、メンタルヘルス、労務管理、管理職員向け等の研修を実施し、福祉人材の確保と育成を目指します。</p> |

| 一部改訂の取り組み | 事業内容 |
|---|--|
| <p>地域との連携を大切にした地域包括ケアの推進～地域ケア会議の開催～</p> <p>→54ページ 第6章 具体的な取り組み Ⅱ-3-(1)①</p> | <p>地域包括ケアを推進するためには、制度上のサービス等の利用のみではなく、高齢者の生活を地域で支える仕組みづくりが重要になってきます。</p> <p>それらを実現するために有効なツールとして位置づけられた「地域ケア会議」を開催し、関係機関や関係者と連携しながら、地域課題を把握し、高齢者が生活しやすい地域づくりを目指していきます。</p> |
| <p>住みなれた自宅・地域で最期まで暮らし続ける支援の実施</p> <p>→54ページ 第6章 具体的な取り組み Ⅱ-3-(1)②</p> | <p>要介護状態や障がい等により支援を受けながら生活している場合であっても、一人ひとりが地域で孤立することが無いように、町内会活動や福まち活動及び医療機関や福祉関係機関と連携し在宅療養生活の充実を図ります。</p> |
| <p>老人福祉センターにおける地域との協働による高齢者の生きがいつくりの支援</p> <p>→54ページ 第6章 具体的な取り組み Ⅱ-3-(2)②</p> | <p>老人福祉センターの空室を高齢者の活動支援の場として、町内会や老人クラブ、自主サークル活動グループ、さらに「ふれあい・いきいきサロン」などの地域住民活動グループへ開放することにより、生きがいつくりの支援と助長を図ります。</p> |
| <p>地域住民との協働による介護予防事業の実施 (機能回復訓練、二次予防)</p> <p>→56ページ 第6章 具体的な取り組み Ⅱ-3-(2)③</p> | <p>二次予防事業として、「運動機能向上事業」「口腔機能向上・栄養改善事業」を老人福祉センターにおいて継続実施します。さらに、「運動機能向上事業」の修了者を対象にフォローアップ介護予防事業も実施し、介護予防修了者が地域において自主活動ができるような仕組みづくりや開催支援を推進していきます。</p> |